

【令和7年9月12日からの大雨に伴う災害】

「住宅の応急修理」について（災害救助法）

1. 概要

「住宅の応急修理」とは、災害により住宅が準半壊以上の被害を受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理をすれば住居可能となり、かつ、自らの資力では応急修理を実施できない方（世帯）に、四日市市が必要最小限の修理を行う制度です。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市に申し込んでください。

選定された施工者に対し、市が修理を依頼します。

2. 対象区域・対象者

対象区域：四日市市内

対 象 者：罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯

※自らの資力で、応急修理をすることができない方。

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

3. 費用の限度（1世帯あたり）

大規模半壊、中規模半壊、半壊：739,000円以内

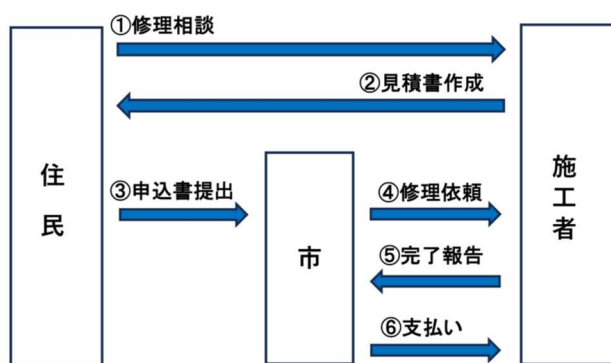
準半壊：358,000円以内

※費用は市から施工者に直接支払います。

※ただし、限度額を超える部分や対象外の工事は、自己負担となります。

4. 申込みについて

イメージ図 修理（手続き）の流れ



③申込書提出（必要書類）

1. 「住宅の応急修理申込書」
2. 「被害状況に関する申出書」
3. 「資力に関する申出書」
4. 「住宅の応急修理」申込チェックシート
5. 「罹災証明書」
6. 「施工前の被害状況が分かる写真」
7. 「修理見積書」

★申込みにあたっての注意事項

- ・浸水による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・写真の撮影は必須です。（工事前（被災状況）、工事中、工事後）
- ・住宅設備のグレードアップは不可です。
- ・住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意してください。
- ・既に修理に取りかかっている場合、施工者に費用を支払ってしまうと利用できなくなります。

<お問い合わせ先>

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所 建築指導課

電話：059-354-8183

E-mail: kenchikushidou@city.yokkaichi.mie.jp



詳しくはこちら
からご覧いた
けます。



応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。

